

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」）第 65 条第 2 項第 5 号の規定により、次のとおり処分したので、法第 70 条第 1 項の規定により公告します。

令和 4 年 7 月 26 日  
香川県知事 浜田 恵造

(1) 処分年月日

令和 4 年 7 月 26 日

(2) 処分対象業者

商号又は名称	有限会社ファーストライフ
代表者の氏名	瀧 良久
主たる事務所の所在地	香川県高松市西内町 5 番 3 号
免許証番号	香川県知事（3）第 4078 号
免許年月日	平成 30 年 6 月 10 日
当初免許年月日	平成 20 年 6 月 10 日

(3) 処分内容

令和 4 年 8 月 5 日から令和 4 年 9 月 3 日まで 30 日間の業務の全部の停止

(4) 処分理由

被処分者は、法第 12 条第 1 項で禁止されている無免許事業として行われた土地建物の売買について、これらを媒介し、当該無免許事業を幫助した。

このことは法第 65 条第 2 項第 5 号に該当する。